

## 和歌山県工業技術センター公的研究費の 運営・管理に係る不正防止対策基本方針

和歌山県工業技術センター「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」  
第4条第2項の規定に基づき、不正防止対策の基本方針を定める。

- 1 研究活動の実施及び公的研究費の執行に当たり、県の例規、国及び研究費の配分機関等の定める指針及びガイドライン等を遵守する。
- 2 不正行為を防止する対策を強力に推進するため、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス副責任者を配置する。
- 3 不正行為を防止するため、職員の執るべき行動を明確にする。
- 4 不正行為の防止に関するマニュアル及びその運用は最新の法令、指針及びガイドラインに沿って随時見直し、明確にするとともに、不正防止対策に関する職員の意識向上を図る。
- 5 不正行為が判明した場合には、当該者に対する厳正な措置について所管課、配分機関等と協議するとともに、不正行為を行った要因を把握し、再発防止に向けた対策を講じる。

平成27年11月11日

和歌山県工業技術センター